

第二部

大量増員時代の

若手法曹へのアプローチ

中大法曹会の若手会員とともに



三羽正人

中大法曹会の若手諸君、それぞれの持ち場で日々活躍されていることにお労いを申し上げます。中大法曹会は、若手諸君に向けて、普段の個別事件の処理とは別途、是非とも中大法曹会の先輩諸賢との交流に積極的に参加していただきたくメッセージを送ります。

一 法化社会の進展

二十一世紀に入って七年目を迎えた日本社会の様相は、複雑化、多様化、高度情報化、国際化等々といわれておりますが、法曹にとって特に重要なことは、法化社会の進展が目覚ましいことです。法化社会といってもその定義は様々ですが、日弁連法務研究財団理事長の新堂幸司先生の、「広く、紛争が生じたら法を使って解決してゆこうと人々が考える社会」というご説明が簡明です。

二 司法制度改革の根底に流れる志

明治維新、戦後改革に匹敵する歴史的な改革とも言われる司法制度改革は、司法制度をより利用しやすく、分りやすく、頼りがいのあるものにするために、第一の柱を人の改革として、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する法科大学院の開設、第二の柱を制度の改革として、全国展開を開始した日本司法支援センター（「法テラス」）、第三の柱を国民参加として、国民が刑事裁判に直接参加する裁判員制度等三本の柱からなり、平成十六年十一月までの国会で二十数本の関連法案がほぼ与野党一致で成立し、現在は実践・実行段階に入っております。これらの司法制度改革を推進する要の役割を、国会、内閣、最高裁、法務省及び日弁連・弁護士会を通じて、多くの中大法曹が担っていたことを、平成十二年～十三年度の日弁連事務総長を務めた私は直接体験いたしました。中大法曹会の多くの会員の目に見える活躍ばかりでなく、地元での中大法曹の地道な活動がこれらの改革を確実なものにいたしました。

司法制度改革の根底に流れるものは、平成十三年六月十二日に提言された内閣の司法制度改革審議会意見書によれば、国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的であつた社会的責任を負つた統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取戻そうとする志です。

三 若手諸君への期待

司法に関する国の基本政策が大きく変わりました。これまで、三権の中で永らく小さな役割に留まっていた司法が、いよいよ飛躍的に重責を担う出番を迎えています。若手諸君は、二十一世紀の法治社会のインフラであるこれらの新しい制度を担い、改善し、かつ加速させてゆく世代です。そのような役割りであるということは、同時に、若手諸君の活躍の場が大量に提供されるということです。

司法制度改革の根底に流れる志は、司法が大きく強くなることによって、日本社会の創造性とエネルギーを取戻そうという、いわば二十一世紀の日本を支える意気込みであります。この出番に應えることは大変ではありますが、私たちの取組み如何では、司法に対する社会の信頼をさらに高めることができて、わが人生、法曹という職を得てよかったということになります。もし取組みが不充分であつたり取組みを誤れば、司法に対する信頼が地に堕ちるかもしれないという厳しい緊張関係に直面しています。

四 自分を向上・充実させることを強く意識していますか

制度が改革され、若手の活躍の場が用意されている、期待されているからといって、将来に対する不安があるのは若手ばかりではありません。複雑・多様な価値観の渦巻く時代に、とりわけハイスピードで変化が進んでいる今、法曹も従来従どりの考え方や仕事振りを続けていては社会から取り残されてしまう虞があります。しかも将来の社会がどのような見通しは不透明で、確たる海図や処方箋はありません。法律分野でも、大立法時代といわれる程、基本法の改正や新法の制定などが相次ぎ、ま

た判例や解釈を巡る動きにも眼を光らせている必要があります。

最近、文部科学省の助成による社会学者の「国民の法意識調査」が二年間の面接調査を実施し、「権利を主張することは正義にかなうか。」という肢に対して「正義にかなう。」と答えた人が六〇パーセントを超えました。和の精神は大事ですが、必要なときには権利主張をする国民が六〇パーセントを超えているのです。さらには、法曹人口の急速な増加も相俟って、弁護士同士の競争が増加することは間違いないありません。かつて弁護士がお客を選んだ時代から、お客が弁護士を選ぶ、あるいは他の弁護士にセカンドオピニオンを求める傾向が出てきています。

多数の情報を容易に手早く入手できる情報化社会にあつては、権利意識の向上も加わり、お客が法曹に期待する仕事の質は確実に上がって来ます。取扱う事件の処理は、激務でかつ複雑さを増していて競争も激しくなるのに、中大法曹会の活動などに参加していただけるかという声が聞こえなくはありません。しかし、高い質の仕事、換言すればお客様の納得を得る仕事ができるためには、日常の個別事件を誠実に処理しているだけでは足りないのではないのでしょうか。

私たちは、自分自身をどのように向上・充実させ、同時に、業務基盤をいかに充実させるかを強く意識していくことが求められています。

五 若手諸君の不安を自信につなげるには

専門職が一人前になるには長い年月を要します。専門職である法曹もまた然りです。一人前になるた

めには、OJT（実地訓練）を待っているのではなく、日頃、自分の不安を自信につなげることにについて強く意識していることが必要です。法律知識の点に限っても、学ばなければならぬことが次から次に待ち構えており、これまで仕入れた知識は直ぐに陳腐化してしまう時代に、個人の努力だけで、あるいは事務所単位で学び切れる量ではありませんし、例えば弁護士会の研修で十分とは限りません。

法曹として生きてゆくうえで、法律知識と同時に必須なことは知恵と感性です。あまりにも多くの情報の洪水の中から、自分に必要な法律情報を適切に収集し、知識として蓄え、知恵と感性を研ぎ澄ましてこれらの情報に評価を加えること、しかも、それをハイスピードでこなすことが必要になってきていると思われます。

情報化社会に流出しているあまたの情報の真偽・意味・匂い・位置付け・評価等、直接人と対面して得らる情報に接することが不可欠です。

感性と言えば、分る人には分るけれども、分らない人にはチンプンカンプンというのが感性の正体のようなものです。これらのことが満たされていないと、現代の法曹は務まらないでしょう。そのためには、情報化社会であるからこそ、eメールやパソコンだけではなく、生身の法曹との交流、即ち中大法曹会という場での交流が極めて興味深いものとなります。

六 先輩方の情熱

大高満範幹事長のご指導のもとで、中大法曹会の先輩と後輩の交流、及び若手同士の交流などの中で、

お互いに学びあい、鍛えあいながらこれらを体得してもらおうと研修・交流・親睦・就職や進路指導までの具体的プログラムを順次展開してまいります。

中大法曹会の先輩の方々は皆さん、家族的情味という中大の校風を振り返りつつ、合格も仕事も今日があるのは先輩からの身近な指導を受けたからこそであるとおっしゃっています。自分が後輩のときにそうであったように、今度は先輩として後輩の面倒を見よう、後輩を招いて自分たちの知識や知恵を伝授しよう、いや、もしかして若手から学び取れることが多いのではないかなど、強い意欲に満ちています。先輩として後輩を指導するとは、上から教えるのではなく、世代を超えた交流が双方の世代を鍛えるということになると思います。

中大法曹会の先輩方は、若手諸君の参加と交流を待ち受けています。若手の発案による企画も準備中です。若手諸君は、中大法曹会の先輩との交流の中で知識・情報を得るだけでなく、新しい自分自身を発見する「よすが」にしていただければ光栄です。

七 二十一世紀に相応しい中大法曹

建学以来言われてきた校風は、実学の精神と家族的情味です。

中央大学法科大学院は、初年度最多の司法試験合格者を輩出いたしました。法科大学院で学ぶ目的のひとつは、理論と実務の架橋です。実学の精神とは、まさに法が社会で活かされること、法の支配が地域的にも分野的にも日本の津々浦々にまで及ぶことを言い当てています。法曹とは、人の心や痛みが

分る人でなければなりません。家族的情味とは、現代の法曹に基本的に求められる感性を表わしていると思います。中大法曹会を舞台にして、市民に信頼される力強く大きな司法を実現してゆこうではありませんか。

日本の言明



日本の片隅から

四六期 内田文浩

昭和六二年、本来であれば卒業すべき年でしたが、何故か就職試験に軒並み落第し、やむなく一年留年することになりました。政治学科ではありますが、一応中央大学法学部に在籍していましたので、一念発起して司法試験を目指す覚悟を決めました。法律の知識は全くなく、六法全書を丸暗記すれば受かるくらいの甘い考えで勉強を始め、すぐに自分の過ちの重大さに気付き深く後悔したものの、最早途中で投げ出すこともできない状況に追い込まれましたが、平成三年、無事合格することができました。

福岡出身ですが、なぜか希望が叶い実務修習地は東京でした。当時は高望みしなければ就職先に困るようなことはなく、東京、福岡のいずれで就職すべきか悩みましたが、世間の耳目を集める大事件を扱いたいとか、お金持ちになりたいとか、テレビに出て有名になりたいなどの大それた望みはまるでなく、そこそこの仕事をしてそこそこの生活ができれば十分でしたので、福岡で就職することにしました。

どのような仕事をしているかという点、まあ色々なことをやっています。東京だと専門化が進み、渉外事件だけ、知的財産権関係の事件だけ、刑事事件だけしかやらないという先生方も大勢いらっしゃるでしょうが、福岡くらいの規模だと、専門分野だけで生活できるほどの需要はありません。皆、倒産や離婚、遺産分割や刑事事件等もやりつつ、多少専門性のある事件も扱っています。私も基本的に何でも扱いますが、地場の企業を依頼者とする事件、医療機関側に立った医療過誤事件、破産の管財人となる案件が比較的多いと言えるかもしれません。

福岡では、弁護士会での活動を無視して仕事を続けることはできません。私も少年付添を含めた当番弁護士や国選弁護人名簿に登録しています。精神保健の当番弁護士というものにも登録し、精神病院に入院している方から呼び出しがあれば、どんな郡部の病院であろうと出掛けて行きます。最近サボりがちではありますが高齢者障害者委員会に所属している関係から、福岡県社会福祉協議会のある委員会の副委員長を仰せつかっていますので、最低月一回はその会議や後処理等に時間を費やします。平成一八年度は、九州弁護士会連合会の事務局長も担当しました（まだ任期を残しています）。これには相当な時間が割かれ、正直申し上げて肉体的にも経済的にも疲弊しました。

このように雑多な仕事をしているため、所期に描いたようにそこそこの仕事をしてそこそこの生活をする、ということにはなっていません。弁護士会の会務も含め、仕事にはかなりの時間を取られてしまい、生活レベルだけはそこそこに留まっています。

さて、これでは中大法曹とは何の関係もない話になってしまいますので、最後に多少こじつけ気味で

はありますが、私と中央大学との関わりについてお話します。

初めに書きましたとおり、私は法学部とはいえ政治学科でしたし、そのうえ殆ど学校には通っていない出来の悪い学生でした。就職試験に失敗した際も、中央大学に通っていなければ、絶対に司法試験に挑戦するという発想にはならなかったと思います。中央大学にいたお陰で法曹となることができました。法曹界には中央大学の出身者が大勢いらっしゃいますので、私のような出来の悪い者でさえ、中央大学出身というだけで親近感を持って受け容れて頂くことができ、非常に仕事しやすい環境にあります。イン弁をしていた当時のボスは中大OBですし、現在、四人で共同事務所を経営していますが、そのうち私を含め三名は中大出身です。

世間の方にも中央の法科は名が通っており、依頼者から出身大学を問われ「中央の法学部です」と答えると安心した表情をされます。政治学科出身ですが、敢えて詳しい説明はしません。

近年、中央大学の司法試験合格者が減少傾向にあり、陰ながら憂慮していました。しかし、先般の司法試験において、中央大学の合格者数が一位になり、中央大学のステータスが復活したことは非常に喜ばしく思っています。私のような者には出身大学くらいしか誇れるものがありませんので、是非現役の学生諸君に頑張って頂くのは勿論のこと、中央大学法曹界にも側面から援助して頂き、今後も大量の合格者を輩出し中央大学のステータス、ひいてはOBである私のステータスを向上させるべく努力を怠らないよう切にお願い申し上げます。

新たな時代の礎となる中央大学法曹会を



五〇期 村上智裕

私は一九九八年に弁護士登録し、それ以降国内外の企業法務に携わっています。この度、中央大学法曹会に望むことについて寄稿依頼を頂きました。しかし、私は中央大学法曹会の存在についてこれまであまり意識することがありませんでした。そこで、渉外系企業法務法律事務所勤務する登録十年目を迎える弁護士の視点から、中央大学法曹会のような活動が魅力的に映り、ひいては中央大学全体の発展に貢献することになるのかを私なりに考えてみました。

私はいわゆる大手渉外法律事務所において主に金融法務に従事しております。渉外法律事務所の多くは、所属する弁護士に対して海外研修の機会を提供しています。近時、海外研修に代えて中央官庁など公的機関や企業への出向を選択する若手弁護士も増えております。

私は、海外研修として、アメリカのボストン大学ロースクールおよびイギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのマスタープログラムにて、それぞれ一年間、法律及び法と会計の学際領域を学び、またオーストラリアの大手法律事務所において一年弱勤務いたしました。海外研修期間中に、留学前に所属していた渉外法律事務所が外資系法律事務所と合併交渉を開始し、その後解散するという事態にも見舞われ、現在日本の渉外法律事務所が直面する問題について考えさせられた機会もございました。

海外研修から帰国後は、日本の大手渉外法律事務所に入所し、金融法務の分野で更に自分の専門性を磨くとともに、新たなプラクティスに挑戦しております。金融といっても多岐にわたりますが、私は仕組み金融といわれる分野を中心に扱っております。とりわけ弁護士一年目から Management Buy-Out (MBO) や Leveraged Buy-Out (LBO) ファイナンスの本邦初案件に関与する機会に恵まれたため、現在でも、国内最大級の MBO ファイナンスを含む国内およびクロスボーダーの買収ファイナンスを多く取り扱っております。

渉外法律事務所勤務して残念に思うことは、渉外法律事務所においては、東大、早稲田、慶応などの他大学出身弁護士の数と比較すると、中大出身弁護士が少数と思われる点です。勿論、大変に高名な先輩方も多数存じ上げております。また、私は正確な数字を把握しているわけでもなく、各法律事務所において程度の差があるのは承知しております。しかし、過去に経験したリクルート活動等を思い起こしてみても渉外法律事務所では中大出身弁護士は相対的には少数であるという印象を持っています。

そこで先ず中央大学法曹会に望むことは、中央大学法学部および法科大学院（CJS）に対する長期的なビジョンを持ったサポートです。法科大学院では司法試験合格のみが重視されがちですが、CJSはそれに終始せずに、今後一層複雑化、国際化する社会のニーズに柔軟に対応できる素養を備えた多彩な人材を輩出して頂きたいと思います。そういった人材こそ大手法律事務所は求めています。二〇〇四年にスタートしたCJSは、幸いなことに大変優秀な教員と多種多様なバックグラウンドを有する志の高い学生に恵まれていると思います。様々な分野で経験豊かな法曹を擁する中央大学法曹会のサポートは、きっと中央大学法学部およびCJSの学生にとって心強いものとなるでしょう。そして、その中から涉外系の企業法務法律事務所にも一人でも多く進まれることを期待しています。

次に、学員会の中で中心的な存在であった中央大学法曹会は、各界で活躍する同窓との交流を促進する積極的役割を果たし得るのではないのでしょうか。それは、中央大学出身の法曹が活躍する場を広げることに繋がります。例えば、中央大学出身の専門職相互間における交流ならびに経済界OB・OG（南甲倶楽部）との交流の活発化などが考えられます。中央大学法曹会が学生にとって魅力的な存在であり続けるためには、先輩にあたる我々がそれぞれの分野の第一線で活躍し続けることが不可欠です。中央大学出身の法曹の皆様は日々研鑽を積み、意欲的に物事に取り組みまれていることと思います。しかし、高度に専門化する法律問題は、他分野の専門家とのコラボレーションなくして解決は困難です。

また、法曹人口とりわけ弁護士人口は今後急速に増加することが予想されます。しかし、現状の業務

分野にとらわれていては弁護士供給量に対応する弁護士需要を確保することは困難でしょう。これは大手渉外法律事務所でも同様です。より積極的に弁護士需要を創出する必要があります。経済界や政界で活躍の先輩方・同窓との交流は、これまで弁護士が関与してこなかった新規業務分野の開拓の第一歩に繋がるかもしれません。法律や契約を軽視した企業活動は株主の理解を得られませんし、企業の競争力の低下を招きます。従って、経済界のOB・OGにとっても我々法曹は強力なバックアップとなりうることでしょう。経済界に進出しようとする弁護士も生まれるかもしれません。中央大学法曹会が法曹の新たな可能性やキャリアパスを創出する礎とれば、中央大学法曹会は私達にとって更に心強い支援者となるのです。

最後に、司法試験改革は中央大学にとっては「法科の中央」を復活させる大きなチャンスであるとともに、既に法曹界に身をおく弁護士にとっては法曹人口の急増というこれまでに経験したことのない時代の幕開けを意味します。この様な変革期においてこそ、中央大学法曹会の活動が益々活発となり、その目的が広く達せられることを期待しております。

中央大学法曹会に望むこと



五二期 大岩 和美

はじめまして。中央大学卒業生、五二期修習の大岩と申します。

昨年末、「中央大学法曹会に望むこと」というテーマでの寄稿のお誘いを頂いたのですが、大変申し上げにくいことなのですが、私は、中央大学法曹会の活動等に参加したことがないばかりか、中央大学法曹会について何にも存じ上げず、とても何かを「望む」ことができる立場にはないのでございます。しかしながら、私は人の誘いを断ることが苦手なこともあり、本稿を書くことになった次第です。このような事情故、どうか「お前に何かを望まれる筋合いはない。」などとご立腹なさらぬようお願い申し上げます。

中央大学を卒業して、はや一〇年。私と中央大学法曹会とのかかわりを振り返ってみると、どうも接点が……いやいや、会報は拝読させて頂いておりました。ん……会報を読んでいながら、会費を支払っ

た記憶がない……大変申し訳ございません。次から払います。

このような有り様です。そこで、私は考えたのですが、学生に向けて「中央大学法曹会」という名前をもっと前面に押し出してアピールする、というのはいかがでしょうか。「中央大学法曹会に入れば、こんな素敵な先輩方とお近づきになれるんだよー」とか、「中央大学法曹会に入れば、もれなくこんな特典がついてきます。」とか。そうすれば、エサにつられて？ 私のような不屈き者は減少するのではないでしょうか。弁護士になって実感したのは、色々な「会」があって、どこに顔を出してよいかかわらない、ということでした。しかも、勇気をもって顔を出すと、もれなく「会務」がついてくる。別に「会務」が嫌なわけではないのですが、新人のうちは特に事務所の仕事で手いっぱい、で、「会務」をする時間がない。で、「会務」が怖くてどこの会にも出なくなり、こうして私は事務所に引きこもっています。もし「会務」ではなく「特典」がついてくれば、きっと誰もが魅力を感じるはず。

そこで、どんな特典がついてくるといいかなあ、と考えておりますと、大学卒業後にダンナ様探しに右往左往していた頃がほろ苦く思い出され、あの頃に、中央大学法曹会の独身若手懇親会みたいなものがあつたらなあ、と思います。中央大学出身の方は、本当は大勢いるはずなのに、それに素敵な方がいっぱいいなすなのに、研修所でも、実務についてからも、何故かあまり出会わなかったのです。私が避けられていた……いやいや……。

次に思い出すのは、就職活動でしょうか、中央大学つながりで素敵な事務所を紹介してくれたらなあ、と思います。もっともこれは、弁護士の数が増えた現在、難しいことかもしれません。でも、だからこ

そ「中央大学法曹会」の腕の見せ所……ってすみません。

これで最後にしますが、私は平成一七年に出産しまして、昨年はずっと育児休暇を頂いていたのですが、「中央大学法曹会ママさん支部」ってのもあると、ものすごい魅力的。弁護士って、男女平等であるが故か比較的母親にはややシビア。先輩方のご尽力により弁護士会費が一部免除になっているものの、四か月分だけじゃあサラリーマンの妻にはちとつらい。かといって、私のようなバイタリティのない人間には四ヶ月で復帰するなんて無理。しかも今年は会務活動不履行により罰金五万円。出産前に貯金は必須なり。愚痴はここまでとして、私は、復職後も短縮勤務などで多大な迷惑をかけて小さくなりつつも、心暖かい事務所の弁護士に支えられてなんとかやっております。でも、同じような経験のある方とお茶飲みながら、子どもがグレたらどうする？なんてお話できたらなあ、と思いました。

何にも望めるような立場にない、などと前置きしたにもかかわらず、ちゃっかりあれこれ書きました。が、私は真面目なので「中央大学法曹会に望むこと」というテーマを与えられると、そこから外れたことが書けないのです。そこで無理にでも望んでみた、というか、中大法曹会がもっと素敵になるようにそれなりに真剣に考えてみました。言い訳すればするほど厚かましくなってくるので、他の方々ももっとちゃんとした寄稿をなさっているのだらうなと恥ずかしく思いつつ、この辺で終わりにします。大変失礼致しました。

中央大学法曹会への期待



五四期 掛川 亜季

司法試験に合格し、祝賀会にお招き頂いた際に、初めて中央大学法曹会の存在を知りました。それ以前は中央大学全体のOB会や、各学研連（研究室）ごとのOB会の存在だけだろうと思っておりませんでした。こういった団体があること自体でまず、中央大学出身の法曹の層の厚さを感じました。

さて、しかし私は祝賀会には出席させて頂いたものの、その後は足が遠のいておりました。と申しますよりは、普段どのような活動がなされ、どれに参加できるのか（情報が来ていたのかもしれませんが）日々の生活に追われ分らないままでしたというのが真相です。

これまで活動が分かりましたのは、諸々の中央大学関係の寄付の要請、それと合格祝賀会ですが、後者は若輩者の私が出て行っても、同年代の方もそれほどおらず、恐縮してかしこまっているだけではいかとの偏見（？）があり、尚更参加しにくい感がありました。

本稿執筆のご依頼を頂戴し、改めて「中大法曹」の行事報告書を拝見致しました。が、残念ながら若手会員が参加し、諸先輩方と交流ができそうなものはほとんどありませんでした。

しかし、これは非常に勿体ないことだと思います。先に申し上げました中央大学の法曹の層の厚さ、これは他大出身者は後からどんなに望んでも手に入りませんが（僭越ながら、後輩との交流ということも、諸先輩方にとって新しい視点や現在の時流等を知ったり、法曹となった当初の熱い思いを思い起こすきっかけとなるという意味でお役に立てる場合もあるのではないのでしょうか）、その利点を活かすことができず、逆に大所帯であることが災いしてか、おそらく固定化した方々のご負担により会が成り立っており、会の活性化ができないという悪循環にあるように思われます。では、どうしたら中央大学法曹会が若手も参加しやすく、諸先輩方と親しく交際して活性化していくのでしょうか。

非常に難しい問題ですが、まずは、若手会員も参加ができる機会をたくさん作って頂きたいと思います。

そもそもの前提として、最近の若手（弁護士の場合を想定していますが、裁判所や検察庁も同様と想われます）、特に勤務弁護士は、事務所の業務に関わらない活動に参加しにくい、させない風潮が強いのではないのでしょうか。無理強いするわけには参りませんから、これに対する対策としては、参加することによって、これだけのメリットがあると自信を持って言え、また魅力のある企画（例えば、非常に実践的な内容の研修であり、業務に直結する。隣接他業種や専門分野に長けた先輩との面識がもてる懇談であり、次の業務につながる。等とボスに説得的に言える、また、若手が限られた自分の自由に使え

る時間をつぶしてでも参加したいと考えることができる。)を立てることが第一だと思います。また、何回か欠席しても、時間の都合がつく回に出席できた場合には、疎外感を持つことなく、なじみやすい雰囲気作りも欠かせないものと思います。

次いで、せっかくよい企画を立てても、会員が知らなければ参加は振るわないでしょう。広告費用を掛けずにすむメーリングリストを活用するなどして、即時に目のつきやすい方法によりどのような企画が行われているか、また日常的に中大法曹会としてどのような活動をなさっているのかを知ることができる仕組みを作ることが必要ではないでしょうか。FAXや郵便等の活用も一つの手ですが、埋もれないように、目立つようにレイアウトをしたり、何回か送付するなど目に付くようにする工夫をする必要があると思います。

それから、是非、様々な企画にあたって地方にいる会員も参加しやすい仕組みを作って欲しいと思います。私のことで恐縮ですが、私の事務所は東京都の二三区外(多摩地域)に事務所がありますが、弁護士会館のある霞ヶ関まで、或いは駿河台記念館のあるお茶の水に行くまで片道一時間程度はかかります。参加しやすい日取り、時間帯(例えば、霞ヶ関で午後一時から午後三時などという設定ですと、昼食を取ることを考えると午前のうちに事務所を出て、戻るのは夕方となってしまう。二三区内の勤務弁護士にとっても、日中の時間帯の参加はほとんど不可能でしょう。)である夕方、或いは土日の開催であれば、参加の可能性は格段にアップします。地方在住の方にとっても、できるだけ参加しやすい日時で広く参加を呼びかけられると良いと思います。

以上僭越なことを申し上げましたが、中大法曹会の会員が、会の存在を日常的に意識し、その帰属に愛着と誇りを持てるよう、会員に向けた企画や広報などの取り組みを増やして頂ければ非常にうれしく思います。

中央大学出身の修習生を採用しませんか！

— 中央大学法曹会進路指導対策委員会から —

進路指導対策委員

加 戸 茂 樹

一 中央大学法曹会では、勤務弁護士の採用をお考えの先生方に、中央大学出身の司法修習生を紹介いたします。

中央大学法曹会では、この度、進路指導対策委員会を設置し、本学出身の司法修習生の就職の紹介をいたします。

在京の法曹会員を中心に、北は北海道から南は九州まで、地方支部にも委員を配置し、全国組織でその任に当たります。

委員の選任をほぼ終え、平成一九年度から本格的に活動いたします。

二 「修習生を採用しようと思って、事務所のホームページで募集したら、応募が来すぎて処理に困った。」

そうなんですよ。今はそういう時代なんです。

面接するために履歴書をセレクトするだけでも大変です。普通の事務所では、大手の渉外事務所のよ
うに採用担当の弁護士・職員がいるわけではありませんから、こういう作業だけでも大変です。

逆に修習生の側からすると、応募のメールを出したのに返事も来ないという不満に繋がっているので
す。弁護士の側からすれば、一〇〇通も来たメールに返事を書く暇なんてないのですが……。

我が進路指導対策委員会を利用すれば、そんな苦労とは無縁です。ご希望に応じた修習生を探して、
面接可能な人数だけ絞ってご紹介します。紹介した修習生にこれはという人材がなければ、第二段の紹
介も致します。

三 中央大学出身の修習生は優秀です。中大法曹会が、有能のイソ弁を採用したい先生方と、優秀な修
習生のために一肌脱ぎます。

「法曹会の紹介する修習生なんか、どうせ就職にあぶれた修習生ばかりだろう」とお考えの先生方、
そんなことはありません。

私たちが修習生の頃は、弁護修習先の先生や、弁護教官に就職先を紹介してもらったりしました。で
も、今年年間三〇〇〇人時代、修習期間も一年になり、弁護教官だって、とてもクラスの修習生全員の

面倒なんて見切れません。

また、修習生の側にも、どこの事務所がイソ弁を求めているかの情報がなく、特に地方で修習している修習生はインターネットで採用情報を探すのが一般化しているのです。その結果、ここはどう見たって非弁提携だろうという事務所に、何も分らず面接に行ってしまったりと……困った事態も発生しています。修習生も良い勤務先を求めているのです。そのために中大法曹会が一肌脱ぐことになりました。ロースクール制になった今、どこのロースクールを出たかは、修習生の実力を判断する上で重要な要素です。この点、中大ロースクールは、他大学も羨む環境で、優秀な学生が集まり、新司法試験合格者となれば、大学側も優秀な学生ばかりと太鼓判を捺しております。実際、進路指導対策委員が会った印象でも、素直で優秀な若者ばかりです。

「それでも心配だ」という貴方には、今は、司法試験の成績も本人には開示されますから、進路指導対策委員に言ってお下されば、本人にその旨伝えます。

四 多様な人材を紹介します。

中大法曹会では、紹介旋の対象を

- ① 中央大学ロースクール出身者（他大学出身者を含む）
- ② 中央大学学部出身で、他大学ロースクール出身者
- ③ 中央大学出身で、旧司法試験合格者

としております。

したがって、「どうも、新司法試験はまだ信用できない」なんて考えている先生方には、旧司法試験組に絞ってご紹介することも可能です。

さらに、うちのイソ弁は中大出身ばかりだから、少し幅を広げたいとお考えなら、他大学出身で中大ロースクールを出た修習生や、中大を出て他大学のロースクールで、いわば余所の釜の飯を食ってきた修習生をご紹介することもできます。

五 「必ず雇うって訳じゃないんだけど」

全く構いません。

いい人がいたら採ってみたいという程度でも結構です。その旨事前にお伝えいただければ趣旨に添います。

六 「私は雇うつもりはないけど、知り合いの弁護士が雇いたいって言っていたなあ。でも、彼は早稲田出身だけど。」

大歓迎です。

紹介する先は、中大出身者に限りません。先生方から見てよい弁護士さんなら、どんどんご紹介下さい。

その先生が、「早稲田出がいいなあ」って言うのなら、中大法学部卒↓早稲田ロースクール、あるいは、早稲田大法学部卒↓中大ロースクールの修習生を紹介します。

七 「紹介とか言ったって、どうせ、履歴書を回してくれるだけでしょ。」

そんなことはありません。

できるだけ、進路指導対策委員自ら修習生に面接して、人物・性格・能力・意欲等を把握した上で、ご紹介します。そのために、委員を全国配置したのです。地方に散らばっている修習生との接点を持つるためにそうしました。

進路指導対策委員には、主に四〇期以降の比較的若手の会員を充てています。修習生の気質も理解しやすいし、先生方との仲人としても最適です。

八 「今さら、会社法とか勉強できないよ。」

そうでしょ、そうでしょう。

固くなった頭で新しい法律の本を読んだって、理解できません。弁護士会の研修をちょっと聞いたくらいでは、いざクライアントから聞かれたときに役に立ちません。

自分で勉強するより、理解している若手弁護士を雇った方が得策です。先生方は、教えてもらえばいいんです。

九 「面接して採用しないときには、断りにくいなあ。」

大丈夫です。

採用・不採用の返事も委員を介して行えます。直接断るのは忍びないという気弱な貴方でも心配要りません。

一〇 採用予定のある方、具体的な採用予定はないけど関心はあるという方は、左記までご連絡下さい。

平成一八年度中央大学法曹会事務局次長

平成一九年度中央大学法曹会進路指導対策委員 加戸 茂樹

〒一六〇〇一〇〇〇四 東京都新宿区四谷一―八―三

四谷三信ビル五階 四谷東法律事務所

電話 〇三(五三六六) 一六〇一

FAX 〇三(五三六六) 一六〇二

mailto:kato-yotsuyahigashi@deluxe.ocn.ne.jp

この章では、基礎知識と応用技術について詳しく説明する。まず、基礎知識として、数値計算の基本的な考え方と、応用技術として、最新の研究成果を紹介する。また、具体的な応用例についても触れる。この章を通じて、読者は基礎知識と応用技術の重要性を理解し、今後の研究や開発に役立てることができる。